

Ver.1.5

技術士 CPD マニュアル

2025 年 4 月 1 日

公益社団法人日本技術士会

目次

はじめに

I. 技術士 CPD 活動実績の登録及び内容の審査

1. 技術士 CPD 登録システム (Pe-CPD システム)
 - (1) 日本技術士会 CPD 時間算定基準
 - (2) WEB 登録のための ID 及びパスワードの取得
 - (3) WEB 登録の入力方法
2. CPD 登録内容の審査
3. CPD 活動実績の登録状況の通知

II. 技術士 CPD 活動実績の管理及び活用の仕組み

1. 技術士 CPD 活動実績管理システムの構築
2. 技術士 CPD 活動実績簿への記載申請
 - (1) 日本技術士会の CPD 登録システム利用者
 - (2) 他学協会の CPD 登録システム利用者
3. 技術士 CPD 活動実績簿の作成
4. 技術士登録簿の登録事項変更届出書の提出
5. 技術士 CPD 活動実績名簿の作成及び公表
6. 技術士 (CPD 認定) の申請
7. 技術士 CPD 活動実績証明書の発行

III. 技術士 CPD 活動に対する多様な研修の支援

IV. 技術士 CPD データベースの構築と活用

V. 日本技術士会の技術士 CPD (継続研鑽) ガイドライン第 3 版の取り扱い

1. 技術士 CPD の登録及び証明書の発行
2. 技術士 CPD 認定会員制度

VI. CPD 登録・証明書等の手数料及び送付先

1. 手数料
2. 手数料の払込み証明書類の提出

はじめに

「技術士 CPD マニュアル」は、文部科学大臣から日本技術士会会長に発出された「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について（通知）」（令和 3 年 4 月 26 日 3 文科科第 65 号）に基づき、技術士の CPD の実績の管理及び活用に関する事務を適切に行うために、技術士 CPD 活動実績の登録及び内容の審査、技術士 CPD 活動実績の管理及び活用の仕組み、及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 8 日文部科学省令第 43 号）に関わる事項及び技術士 CPD 活動に対する多様な研修の支援等について取りまとめたものである。

※「技術士 CPD マニュアル」では、「継続研さん（Continuing Professional Development）」を「CPD」、「文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会」を「分科会」、「公益社団法人日本技術士会」を「日本技術士会」、及び「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について（通知）」を「大臣通知」という。

I. 技術士 CPD 活動実績の登録及び内容の審査

1. 技術士 CPD 登録システム (Pe-CPD システム)

(1) 日本技術士会 CPD 時間算定基準

技術士は、CPD の目的に適したものを自主的に選択して実行するとともに、その実績を CPD 時間に換算し登録して分析することが求められる。「技術士 CPD ガイドライン」の

I.2.(3)の形態区分別 CPD 時間算定基準（目安）に沿った形態項目別の CPD 時間算定方法として、「日本技術士会 CPD 時間算定基準」を以下に示す。（表－１）（表－２）

（表－１） 日本技術士会 CPD 時間算定基準 H(hr.), M(min.)

形態区分	形態項目	内容	登録コード	CPD 時間換算係数	CPD 時間年度上限
I. 参加型	1. 講演・研修	学協会、大学、民間団体等が開催する講演会、講習会、研修会、シンポジウム、e ラーニング、見学会等への参加	100	1/H	—
	2. 組織内研修	企業等の組織が研修プログラムに基づき実施する講演・研修への参加	200	1/H	30
	3. 学協会活動	(1) 学協会の委員会・専門部会等への参加	310	1/H	30
		(2) 学協会誌の定期購読	320	1/H	10
II. 発信型	4. 論文・報告文	(1) 技術発表			
		(口頭発表) 学協会等主催	411	5/H	—
		(口頭発表) 企業等主催	412	2/H	—
		(ポスター発表) 学協会等主催	413	4/件	—
		(ポスター発表) 企業等主催	414	2/件	—
		(2) 学術論文の口頭発表 (学協会主催)	420	5/件	—
		(3) 学術誌・論文集への論文・報告文の掲載			
		学術誌への査読付き論文	431	40/件	—
		査読のない論文及び企業内論文集等	432	10/件	—
		(4) 学協会等が発行する学術誌への論文・報告文の査読	440	5/件	—
	5. 講師・技術指導	(1) 大学、学協会、研究機関、民間団体、企業等が開催する研修会、講習会、技術説明会、シンポジウム、パネルディスカッションの講師等	510	3/H	30
		(2) 小・中学校等での理科教育の講師	520	1/H	30
		(3) 修習技術者等に対する技術指導及び大学等の非常勤講師	530	1/H	30
	6. 図書執筆	出版物としての技術図書の執筆 (翻訳を含む)	600	1/H	30
	7. 技術協力	国・地方公共団体、大学・研究機関・国際協力機構等への有識者としての参加、災害調査への参加、JABEE・APEC エンジニアの審査委員、公的機関の審査委員等	700	1/H	30
III. 実務型	8. 資格取得	国家資格の技術資格の取得	800	20/件	—
	9. 業務成果	(1) 表彰			
		国・地方公共団体・学協会等からのもの (所属先からは 912)	911	20/件	—
		企業等の表彰規定に基づくもの	912	10/件	—
		(2) 特許出願	920	40/件	—
IV. 自己学習型	10. 多様な自己学習	技術士の CPD に値すると判断される ①自己研究、② 専門誌・学術誌の購読、③ Pe-CPD の講演録画の視聴、④受講確認のできないオンデマンド講座、⑤放送大学等の TV 視聴、⑥大学、大学院、職業訓練の受講、⑦技術を通じた NPO やボランティア活動、⑧環境教育活動、⑨展示会への参加、⑩博物館等の見学、⑪語学学習、⑫ 異業種交流会、⑬プライベートな学習会、⑭公的な審議会の傍聴、⑮資格取得のための学習、⑯講演会の資料作成、⑰その他	010	0.5/H	30

(表－２)

日本技術士会 CPD 時間算定基準(注意事項)

形態項目	Pe-CPD への登録及び記入に当たっての注意事項
共通	1) 上限時間のある形態項目に注意して計上する。 2) CPD 活動実績は分かりやすく簡潔に記入するとともに、活動実績が確認できる受講証、議事録、プログラム、表彰状等を保管し、技術士本人の責任において説明できるようにしておく。
1. 講演・研修 2. 組織内研修	1) CPD の内容欄は、プログラムの内容が分かるように簡潔に記入する。 2) 同一の講演・研修の実時間を、2つの資質項目に分けて計上できる。 例：実時間 3 時間の講演会を、B2. 問題解決（2 時間）、B7. 技術者倫理（1 時間）に分けて計上する。 3) 講演の合間の食事以外の短時間の休憩時間は、講演時間に含めてよい。 4) ウェブでの同時視聴は認める。 5) 講演・研修（100）は受講確認ができるエビデンスがあるものに限る。それ以外は多様な自己学習（010）で計上する。特に公共調達での使用を目的に技術士 CPD 活動実績証明書等を発行する場合は受講証が必要。 6) e ラーニングは受講修了証等により受講が確認できるものに限る。それ以外は多様な自己学習（010）で計上する。 7) 組織内研修（200）は企業等の組織内に位置づけられた講演・研修・e ラーニング等に限る。それ以外は多様な自己学習（010）で計上する。 8) 2 日以上連続または継続して受講した場合は、1 日ごとに分けて計上する。
3. 学協会活動	1) 学協会活動（310）は、活動日ごとに個別に計上する（この場合は 30 時間／年度まで計上可能）ことを原則とするが、通年の活動として、委員会、小委員会、WG、部会等別に年度末（3 月）にまとめて計上する場合は上限を 10CPD 時間として計上できる。 2) 委員会、専門部会等の設置機関名、名称、活動概要を記入する。 3) 総会、大会式典等への参加は学協会活動（310）で計上する。記念講演会等は講演・研修（100）で計上できる。 4) 学協会誌の定期購読（320）は、1 学協会に限り年度末にまとめて計上できる。
4. 論文・報告文	1) 学術論文の口頭発表（420）には論文集・論文名を記入する。 2) 査読付き論文は、オリジナリティー、オーナーシップを有し、未発表のものとする。 3) 論文・報告文の掲載、査読は題名、ページ数、内容を記入する。 4) 連名・共著の場合は 1 件当たりの CPD 時間を関係者で貢献度に応じ配分し計上する。
5. 講師・技術指導	1) 講演等のための資料作成等は、多様な自己学習（010）で計上する。 2) 技術士等の国家資格の受験指導は、修習技術者に対する技術指導（530）として計上できる。
6. 図書執筆	出版社名、図書名、執筆タイトル、ページ数、執筆内容を記入する。
7. 技術協力	所属組織への業務委託として参加・協力する場合は計上できない。
8. 資格取得	資格取得のための学習は、多様な自己学習（010）で計上できる。
9. 業務成果	1) 表彰は感謝状を含む。同一業務において複数の表彰は計上できない。 2) 表彰は受賞日で計上する。 3) 特許は出願時に計上できる。 4) 複数名による特許出願は 1 件当たりの CPD 時間を関係者で貢献度に応じて配分し計上する。

10. 多様な自己学習	1) テーマ、内容等について簡潔に記入する。 2) 原則として1日ごとに計上する。ただし、プログラム（語学講座等）に基づく継続学習は1回当たりの時間と回数を記入することで一括計上できる。 3) ②専門誌・学術誌の購読は、学協会誌の定期購読（320）で計上した学協会誌を除く。
-------------	---

(2) WEB 登録のための ID 及びパスワードの取得

日本技術士会 CPD 登録システム（以下「Pe-CPD システム」という。）に WEB 登録を行う場合は、正会員、WEB 登録メンバー（非会員）は共に「ID」、「パスワード」の取得が必要である。また、正会員は無料であるが、WEB 登録メンバーの場合は年度毎に手数料が必要である。（表－3）

（表－3） WEB 登録するための ID・パスワード等の取得

	正会員	WEB 登録メンバー（非会員）
ID、パスワードの申請	日本技術士会 TOP ページ から → 会員コーナー → 会員パスワードの取得・変更 （パスワードを忘れた方） → 1. 会員パスワードの発行申請 にアクセスし、発行申請	日本技術士会 TOP ページ から → 技術士 CPD → CPD 登録・証明書発行など → CPDWEB 登録 ID、パスワードの取得 にアクセスし、新規発行または更新の申請
発行手数料	無料	2,000 円/年度 （4 月から翌年 3 月を 1 年度）
CPD 実績の記録	① 日本技術士会 TOP ページ から → 技術士 CPD → CPD 登録・証明書発行など → CPD 登録について にアクセスし、〔 CPD の WEB 登録・管理 〕をクリック ② ID、パスワードを入力して Pe-CPD システムにログイン	

(3) WEB 登録の入力方法

Pe-CPD システムの CPD 登録の入力画面（図－1）に沿って、技術士自身で入力を行う。日本技術士会のホームページの技術士 CPD 画面に、「記入の手順」、「記載例」が具体的に示されている。

日本技術士会が主催・共催する CPD 行事については、参加登録をホームページ上の新しい CPD 行事申込システムで行った場合は、行事情報（日付、時間、CPD 名、主催者、場所、内容）を Pe-CPD システムから自動的に転記入力することができる。

(図－１) Pe-CPDシステムのCPD登録の入力画面(例)

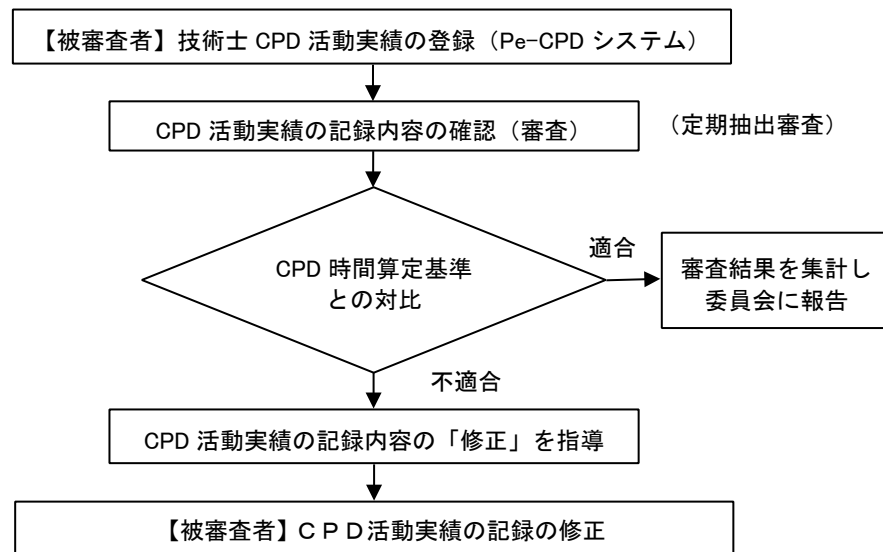
開始年月日 (必須入力)	20 25 年 4 月 1 日 (半角入力) 	開始時	10 時 00 分
終了年月日 (必須入力)	20 25 年 4 月 1 日 (半角入力) 	終了時	12 時 00 分
形態項目 (必須入力)	[100]講演・研修-学協会、大学、民間団体等が開催する講演会、講習会、研修会、シンポ  各形態項目の詳細は形態項目一覧でご確認ください。 形態項目		
資質項目 (必須入力)	A1-1 専門的学識-技術部門全般  資質項目		
実時間 (必須入力)	2 時間 0 分 (時間は半角入力、分は1分単位で入力)		
換算係数	1 / H		
CPD時間	2時間 0分		
CPD名 (必須入力)	4月度技術士CPD講演会 (全角入力)		
主催者 (必須入力)	公益社団法人日本技術士会 (全角入力)		
場所	機械振興会館 会議室 (ウェブ併用) (全角入力)		
CPDの内容 (必須入力) (500文字まで)	講演：技術者教育の実践 〇〇 〇〇氏 (〇〇大学 名誉教授) 技術者の実務について、最新の事例をもとに理解を深める。 (全角入力)  59文字		
備考 (400文字まで)	 0文字		
講演・研修の エビデンス	講演・研修[100]で計上する場合は、エビデンスとして該当するものにチェックして下さい。 ☒ 受講証、受講証明書、修了証等 ☐ 参加者一覧、参加票、配布資料、招待メール、その他エビデンス ☐ 日本技術士会Pe-CPDの講演録画の視聴 (内容、所見を記入) (※2025年度以降は該当しません) ※上記に該当しない場合は、自己学習[010]で計上して下さい。		

[【参考】 日々のCPD実績登録の説明 \(動画\)](#)

2. CPD 登録内容の審査

技術士 CPD 活動実績の登録は、自己の責任において、資質の向上に寄与したと判断できるものを CPD の対象とし、その実施結果を登録するものである。また、実施した CPD の内容などに関する第三者からの問合せに対しては、記録とともに証拠となるものを提示し、技術士本人の責任において説明できるようにしておかなくてはならない。日本技術士会では、技術士 CPD 活動の内容の質を確保するため、技術士 CPD 審査委員会を設置し、「日本技術士会 CPD 時間算定基準」(表－1) 及び「日本技術士会 CPD 時間算定基準 (注意事項)」(表－2) に基づき、「技術士 CPD 活動実績の内容の審査フロー」(図－2) に従って、定期的に抽出して審査を行う。

(図－２) 技術士 CPD 活動実績の内容の審査フロー



3. CPD 活動実績の登録状況の通知

日本技術士会は、Pe-CPD システムに登録された CPD 活動実績について、登録者に年度末の 3 月にメールで状況を通知するとともに、新年度の 4 月には後述する技術士 CPD 活動実績簿への記載申請、技術士登録簿登録事項変更届出書の提出、技術士 (CPD 認定) の申請等について案内する。

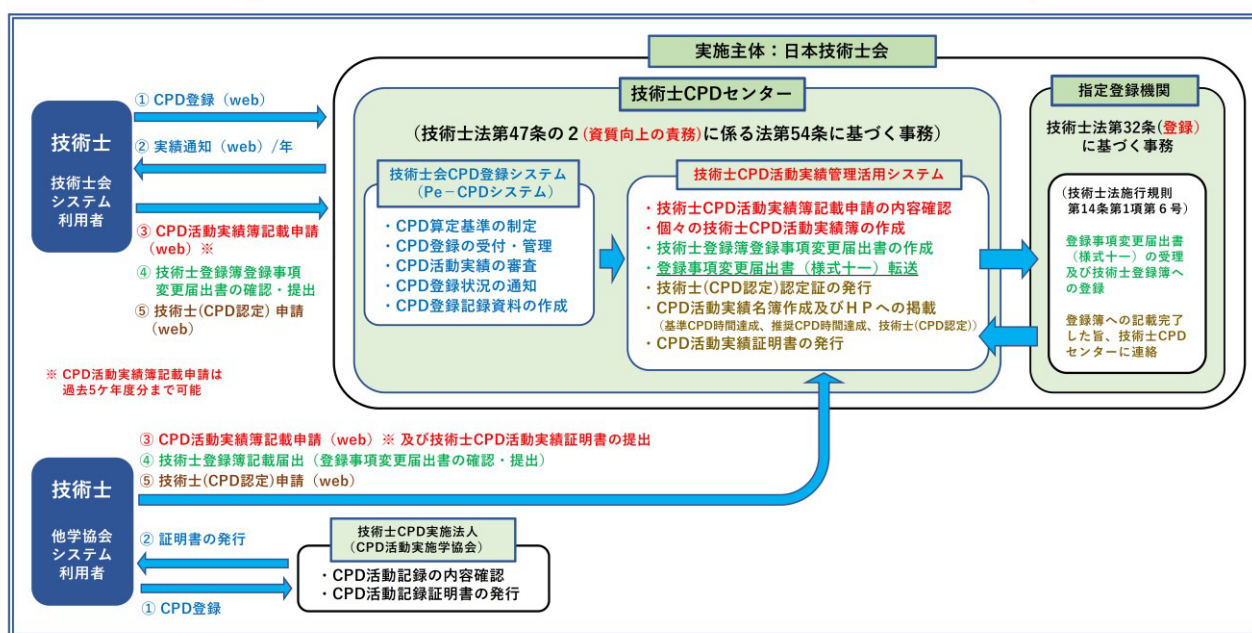
II. 技術士 CPD 活動実績の管理及び活用の仕組み

1. 技術士 CPD 活動実績管理活用システムの構築

日本技術士会は、Pe-CPD システムに加えて、技術士 CPD 活動実績簿への記載申請の内容確認、個々の技術士の CPD 活動実績簿の作成、技術士登録簿の登録事項変更届出書の作成・指定登録機関への転送、CPD 活動実績名簿の作成及び基準・推奨 CPD 時間達成者名簿のホームページ掲載、技術士（CPD 認定）認定証の発行及び技術士 CPD 活動実績証明書の発行等を行うため技術士 CPD 活動実績管理活用システムを構築する。（図－3）

（図－3）

技術士CPD活動実績の管理及び活用の仕組み



2. 技術士 CPD 活動実績簿への記載申請

(1) 日本技術士会の CPD 登録システム利用者

技術士 CPD センターは、日本技術士会の CPD 登録システムである Pe-CPD システムを使用して CPD 登録を行っている技術士に対して、毎年度末に CPD 活動実績を通知する。技術士 CPD 活動実績簿に CPD 活動実績の記載を希望する技術士は、日本技術士会のホームページから「技術士 CPD 活動実績管理活用システム」を利用して CPD 活動実績の記載申請を行う。（但し、2021 年度までの実績を申請する場合は技術者倫理の実績を求めない。）その際、技術士法施行規則第 14 条第 1 項第 6 号の規定に定められた技術士登録簿の資質向上の取組状況欄への CPD 活動実績の記載を希望するかどうかについて、及び技術士登録簿の資質向上の取組状況欄に記載された CPD 活動が技術士 CPD ガイドラインに定める基準 CPD 時間又は推奨 CPD 時間を達成している場合は、日本技術士会ホームページにおいて名簿の公表を希望するかどうかについて問われるので、希望する場合は必ずチェックを入れる。申請は過去 5 ケ年度分まで可能で、原則として 1 年度に 1

回とする。(やむを得ず 1 年度で申請が 2 回以上となる場合も、申請は可能である。) 申請手数料は(表-15)を参照。受付は随時行う。

なお、複数の技術部門保有者について、それぞれの部門ごとには CPD 活動実績を求めない。

(表-4)

様式 1

技術士 CPD 活動実績記載申請(WEB) (例)

技術士の資質向上の責務(技術士法第 47 条の 2)として、CPD(継続研さん)活動を実施したので、日本技術士会の技術士 CPD 活動実績簿に記載を申請します。

(フリガナ) 氏 名	(男・女)
登録番号	第 号
技術部門	部門
選択科目	

年度別 CPD 活動実績

年度	2020	2021	2022	2023	2024
CPD 時間					
(うち技術者倫理)					

(下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れること)

- ☐ 技術士法施行規則第 14 条第 1 項第 6 号の規定に定められた技術士登録簿の資質向上の取組状況欄に CPD 活動実績の記載を希望します。
- ☐ 技術士登録簿の資質向上の取組状況欄に記載された CPD 活動実績が技術士 CPD ガイドラインに定める基準 CPD 時間又は推奨 CPD 時間を達成している場合は、日本技術士会ホームページにおいて名簿の公表を希望します。

年 月 日

公益社団法人日本技術士会会長 ■■■■ 殿

氏名

(2) 他学協会の CPD 登録システム利用者

日本技術士会以外の CPD 登録関係学協会である「技術士 CPD 実施法人」に CPD 登録を行っている技術士が、技術士 CPD 活動実績簿に CPD 活動実績の記載を希望する場合は、日本技術士会のホームページから「技術士 CPD 活動実績管理活用システム」を利用して CPD 活動実績の記載申請を行う。(但し、2021 年度までの実績を申請する場合は技術者倫理の実績を求めない。) また、技術士 CPD 実施法人が発行する CPD 活動記録が確認できる証明書の添付が必要である。

その際、技術士法施行規則第 14 条第 1 項第 6 号の規定に定められた技術士登録簿の資質向上の取組状況欄への CPD 活動実績の記載を希望するかどうか、また、技術士登録簿の資質向

上の取組状況欄に記載された CPD 活動が技術士 CPD ガイドラインに定める基準 CPD 時間又は推奨 CPD 時間を達成している場合は、日本技術士会ホームページにおいて名簿の公表を希望するかどうか問われるので、希望する場合は必ずチェックを入れる。申請は過去 5 ケ年度分まで可能で、原則として 1 年度に 1 回とする。(やむを得ず 1 年度で申請が 2 回以上となる場合も、申請は可能である。) 申請手数料は(表-15)を参照。受付は随時行う。

なお、複数の技術部門保有者について、それぞれの部門ごとには CPD 活動実績を求めない。また、同一年度に複数の技術士 CPD 実施法人が発行する CPD 活動実績証明書の CPD 活動実績の合算は認められない。

(表-5)
様式 2

技術士 CPD 活動実績記載申請(WEB) (例)

技術士の資質向上の責務（技術士法第 47 条の 2）として、CPD（継続研さん）活動を実施したので、必要な書類を添えて、日本技術士会の技術士 CPD 活動実績簿に記載を申請します。

(フリガナ) 氏 名	(男・女)
登録番号	第 号
技術部門	部門
選択科目	

年度別 CPD 活動実績

年度	2020	2021	2022	2023	2024
CPD 時間					
(うち技術者倫理)					

(下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れること)

☐ 技術士法施行規則第 14 条第 1 項第 6 号の規定に定められた技術士登録簿の資質向上の取組状況欄に CPD 活動実績の記載を希望します。

☐ 技術士登録簿の資質向上の取組状況欄に記載された CPD 活動実績が技術士 CPD ガイドラインに定める基準 CPD 時間又は推奨 CPD 時間を達成している場合は、日本技術士会ホームページにおいて名簿の公表を希望します。

年 月 日

公益社団法人日本技術士会会長 ■■■■ 殿

氏名

3. 技術士 CPD 活動実績簿の作成

日本技術士会は、受理した年度毎の技術士 CPD 活動実績を確認し、記入された CPD 活動データを基本に、個人情報保護法等関連する法令を遵守し技術士登録簿と照合して個々の技術士の「技術士

CPD 活動実績簿」を作成する。技術士 CPD 活動実績簿には、2016 年度を起点とした各年度の実績に加えて、内数として技術者倫理の実績欄を設ける。また、「基準 CPD 時間」を達成している場合は○印、「推奨 CPD 時間」を達成している場合は◎印を付ける等区分する欄を設ける。さらに、II.6.で定める「技術士（CPD 認定）」の欄を設ける。（表－6）CPD 活動実績簿に記載された CPD 活動データは、技術士登録簿に設けられた「資質向上の取組状況」欄に登録されるとともに、登録されたデータは、前年度に「基準 CPD 時間」及び「推奨 CPD 時間」を達成した技術士をホームページで公表する際に必要な技術士 CPD 活動実績名簿を作成する際のデータベースとして利用される。

（表－6） 技術士 CPD 活動実績簿（例）

氏名	カナ氏名	登録番号	技術部門	選択科目	CPD 時間の実績（西暦/年度）								技術士（CPD 認定）		
						16	17	18	～	22	23	24	認定日	有効期限	更新回数
					合計	40	45	55	～	57	60	52	23.4.20	28.4.19	0
					うち倫理	0	0	1	～	1	3	1			
						○	○	◎	～	◎	◎	◎			

注）○：基準 CPD 時間達成 ◎：推奨 CPD 時間達成

4. 技術士登録簿の登録事項変更届出書の提出

技術士登録簿の「資質向上の取組状況」欄（表－7）に技術士 CPD 活動実績を記載（登録事項の変更となる）するためには、指定登録機関（日本技術士会）に登録事項変更届出書（表－8）の提出が必要である。技術士 CPD 活動実績簿への記載申請を行うと、日本技術士会は登録簿への記載希望を確認し、所要事項が記入された登録事項変更届書をデータで送付する。申請者は内容を確認して、提出ボタンをクリックすれば、届出完了となる。技術士登録簿の「資質向上の取組状況」欄の記載内容は、過去最大5年度間の年度ごとの CPD 時間合計及びその内数として一般共通資質の技術者倫理の CPD 時間である。

（表－7） 技術士登録簿

登録番号	登録年月日	氏名	生年月日	第二次試験合格年月日	第二次試験の技術部門の名称	自ら業務を営むときの事務所		他に勤務するときの事務所		資質向上の取組状況	備考
						名称	所在地	名称	所在地		
										技術士 CPD 活動実績	

技術士 CPD 活動実績（例）

資質区分	CPD 時間/年度				
	20 20	20 21	20 22	20 23	20 24
CPD 時間合計	55	60	57	60	52
（うち技術者倫理）	1	2	1	3	1

(表－８) 様式第十一 (第十七条関係)

登録事項変更届出書					
資格 技術士	{				
住所 連絡先					
登録年月日 電話番号					
登録番号 E-mail ; (ふりがな)					
氏名					
年 月 日生					
技術士法第 32 条第 1 項の登録事項の資質向上の取組状況に下記のとおり変更がありましたから、同法第 35 条第 1 項の規定により届け出ます。					
登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	登録証の訂正	備考
資質向上の取組状況 (技術士 CPD 実績)		2019年度 ■CPD 時間 (うち倫理 ■CPD 時間) 2020年度 ■CPD 時間 (うち倫理 ■CPD 時間) 2021年度 ■CPD 時間 (うち倫理 ■CPD 時間) 2022年度 ■CPD 時間 (うち倫理 ■CPD 時間) 2023年度 ■CPD 時間 (うち倫理 ■CPD 時間)		無	
年 月 日					
指定登録機関					
公益社団法人 日本技術士会会長 殿 氏 名					

5. 技術士 CPD 活動実績名簿の作成及び公表

日本技術士会は、一定以上の研さんを重ねている技術士の名簿をホームページに掲載するため、技術士登録簿に基準 CPD 時間である年間 20 CPD 時間以上 50 CPD 時間未満の CPD 実績の記載がある者及び、推奨 CPD 時間である年間 50 CPD 時間以上（うち技術者倫理 1 CPD 時間以上）の CPD 実績の記載がある者の 2 種類の技術士 CPD 活動実績名簿を作成する。名簿は各技術士が技術士 CPD 活動実績の申請時に公表を希望していることを確認して、ホームページに CPD 活動実績名簿を掲載する。(表－９) 掲載する CPD 活動実績は前年度の実績とする。

(表－９) 2025 年度技術士 CPD 活動実績簿 (例)

【推奨(又は基準)CPD 時間達成者(2024 年度実績)】 【氏名五十音順】

氏名	カナ氏名	登録番号	技術部門	選択科目

6. 技術士（CPD 認定）の申請

技術士の社会的な信用度を高め活用を促進するため、技術士登録簿に長期間連続して一定以上の CPD 実績が認められる技術士に「技術士（CPD 認定）」の認定証を発行し、技術士（CPD 認定）名簿をホームページに掲載する。（表－10）

（表－10） 技術士（CPD 認定）名簿（例） 2024.7

氏名	カナ氏名	登録番号	技術部門	選択科目	技術士（CPD 認定）		
					認定日	有効期限	更新回数

技術士（CPD 認定）を申請するための認定要件は次のとおりである。

6.1 初回登録

技術士（CPD 認定）の初回の登録（以下「初回登録」という。）にあたっては、次の認定要件とする。

- ① 申請前の過去 2 年度間の各年度 50 CPD 時間以上の実績（うち 2 CPD 時間以上の技術者倫理の実績）

初回登録が認められた場合、技術士（CPD 認定）認定証を交付する。「技術士（CPD 認定）」の登録有効期間は認定日から 5 年間とする。その有効期間中、ホームページにおいて名簿の公表を希望する場合は、名簿をホームページに掲載するとともに、「技術士（CPD 認定）」の名刺等への表記及び日本技術士会が定めるロゴマークの使用を認める。

6.2 更新登録

技術士（CPD 認定）は 5 年間の登録有効期間が設定されており、その更新の登録（以下「更新登録」という。）にあたっては、次の認定要件とする。

- ① 申請前の過去 5 年度間で 250 CPD 時間の実績（うち 5 CPD 時間以上の技術者倫理の実績）かつ
- ② 前述の 5 年度間においては各年度最低 20 CPD 時間の実績

更新要件が認められた場合、更新回数を付した新たな技術士（CPD 認定）認定証を交付する。

6.3 遡り登録

登録有効期間の満了日の翌日から 1 年以内に登録を行う場合、有効期間満了日の翌日まで遡って登録（以下「遡り登録」という。）を継続することができるものとし、その登録にあたっては、次の認定要件とする。但し、新たな有効認定期間は申請年度を含む 5 年度間とする。

① 有効期限最終年度以前の過去 5 年度間で 250CPD 時間以上の実績（うち 5 CPD 時間以上の技術者倫理の実績）

② 前述の 5 年度間においては各年度最低 20 CPD 時間の実績

遡り登録が認められた場合、更新回数を付した新たな技術士（CPD 認定）認定証を交付する。

6.4 再登録

「更新登録」又は「遡り登録」を行わず登録有効期間の満了日の翌日から 1 年を超えた場合、技術士（CPD 認定）の再度の登録（以下「再登録」という。）にあたっては、「初回登録」の認定要件ではなく、「更新登録」としての認定要件となる。また、有効期間満了日の翌日から再登録日の前日までの間、技術士（CPD 認定）は失効状態とする。再登録が認められた場合、新たな技術士（CPD 認定）認定証を交付する。

技術士（CPD 認定）の申請はホームページで受け付ける。（表－11）（手数料は別途定める。）

(表－11)

様式 3

公益社団法人 日本技術士会 会長 殿

技術士（CPD 認定）認定申請書

技術士登録番号：

氏 名：

下表に記載の通り、技術士（CPD 認定）の要件を満足する技術士 CPD 活動実績について、技術士 CPD 活動実績簿への記載申請及び技術士登録簿への登録事項変更届出を実施済みですので、確認の上、技術士（CPD 認定）の認定をお願いします。【技術士 CPD 活動実績】

年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
CPD 時間					
（うち技術者倫理）					

技術士（CPD 認定）名簿への氏名等の掲載について（どちらかに☑）

- ☐ 所定の技術士 CPD 活動実績の確認がなされた場合は、日本技術士会のホームページにおける技術士（CPD 認定）名簿において氏名等の掲載を希望します。
- ☐ 日本技術士会のホームページでの技術士（CPD 認定）名簿への氏名等の掲載を希望しません。

《添付資料》

1. 所定の技術士（CPD 認定）認定申請手数料の払込証憑

7. 技術士 CPD 活動実績証明書の発行

日本技術士会は CPD 活動の実績の活用に資するため、技術士から申し出があれば技術士登録簿に年度毎に記載された技術士活動実績を証明する技術士 CPD 活動実績証明書を発行する。（表－12）（表－13）（手数料は別途定める。）

(表-12)

様式 4

技術士 CPD 活動実績証明書 (例)

氏 名	■■■■
登録番号	第 ■■■■■■■■ 号
技術部門	■■ 部門
対象期間	2024 年 4 月 ~ 2025 年 3 月
合計 CPD 時間	■■■ CPD 時間

年度別 CPD 活動実績

年度	2024
CPD 時間	
(うち技術者倫理)	

あなたの CPD 活動の実績については、上記のとおり技術士登録簿に記載されていることを証明します。

■■年■■月■■日公益社団法人日本技術士会
会長 ■■■■

(表-13)

様式 5

技術士 CPD 活動実績証明書 (例)

氏 名	■■■■
登録番号	第 ■■■■■■■■ 号
技術部門	■■ 部門
対象期間	2020 年 4 月 ~ 2025 年 3 月
合計 CPD 時間	5 年間 ■■■ CPD 時間

年度別 CPD 活動実績

年度	2020	2021	2022	2023	2024
CPD 時間					
(うち技術者倫理)					

あなたの CPD 活動の実績については、上記のとおり技術士登録簿に記載されていることを証明します。

■■年■■月■■日公益社団法人日本技術士会
会長 ■■■■

また、証明書の用途に応じて、年度と異なる特定の期間の証明書が必要な場合は、技術士会登録システムに登録された実績について、技術士 CPD 登録証明書（従来版）（表－14）を発行することができる。手数料は技術士 CPD 活動実績証明書と同額である。

（表－14）

様式 6

技術士 CPD 登録証明書（例）

氏 名	■■■■
登録番号	第 ■■■■■■ 号
技術部門	■■ 部門
対象期間	2024 年 4 月 ～ 2025 年 3 月
合計 CPD 時間	■■■ CPD 時間

あなたの CPD 活動の実績については、上記のとおり本会に登録されていることを証明します。

■■■年■■■月■■■日公益社団法人日本技術士会
会長 ■■■■

III. 技術士 CPD 活動に対する多様な研修の支援

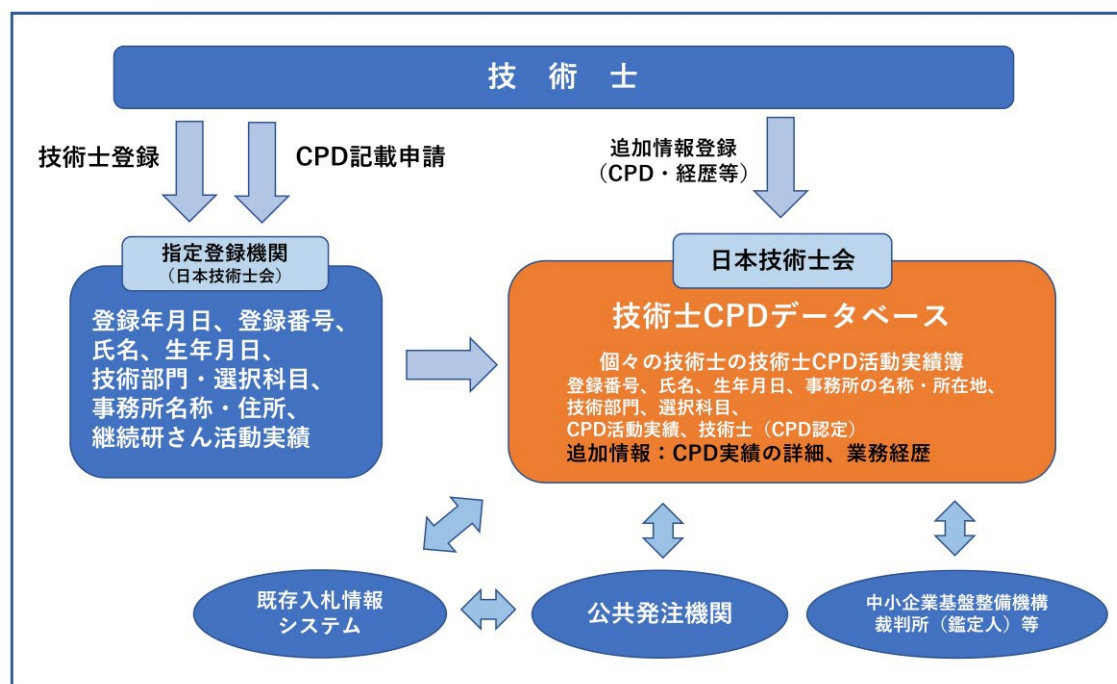
日本技術士会は、技術士 CPD 活動に対する多様な研修の支援として、個々の技術士が活動する地域によって CPD 活動に要する労力、コストなどに顕著な格差を生じさせないようにするため、全ての技術士が利用できる e ラーニングの受講システムを構築する。また、研修委員会及び CPD 支援委員会は、技術士 CPD 行事を主催する各部会等の協力を得て e ラーニングのプログラムの充実を図る。特に、推奨 CPD 時間において年間 1 時間以上の技術者倫理に関する研さんを必須としたことに伴い、全ての技術士が容易に技術者倫理に取組めるように倫理委員会の協力を得て技術者倫理に関するプログラムを作成して e ラーニングで提供する。

IV. 技術士 CPD データベースの構築と活用

日本技術士会は、技術士資格の更なる活用を推進するため、個々の技術士の技術士 CPD 活動実績簿（氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地、技術部門、選択科目、CPD 活動実績、技術士（CPD 認定）の有無）に、本人の希望により CPD 実績の詳細、業務経験等の追加情報を加えたデータベースを構築し、公共発注機関の確認の用に供するとともに、既存の入札情報システムとの連携、中小企業基盤整備機構、消費者庁、裁判所等の利用を検討する。

（図－４）

（図－４） 技術士CPDデータベースの構築（案）



V. 日本技術士会の技術士 CPD（継続研鑽）ガイドライン第3版の取り扱い

1. 技術士 CPD の登録及び証明書の発行

日本技術士会の Pe-CPD システムを使って 2022 年 3 月末までに実施した CPD 活動については、日本技術士会の技術士 CPD（継続研鑽）ガイドライン第3版（平成 29 年 4 月）の（表－2） CPD の実施形態と時間重み係数（CPDWF）及び CPD 時間の関係に基づいて算定する。また、証明書の発行も現行通り行う。但し、非会員の WEB 登録に当たっては、新たな料金を定めて適用する。

2. 技術士 CPD 認定会員制度

現行の CPD 認定会員制度は、その有効期間中は現在の扱いと同様とする。但し、新たに「技術士（CPD 認定）」制度が発足することから、新制度開始時をもって受付を終了する。

VI. CPD 登録・証明書等の手数料及び送付先

1. 手数料

日本技術士会への Pe-CPD システムへの登録、技術士 CPD 実績簿への記載申請（技術士登録簿の登録事項変更届出を含む）、技術士（CPD 認定）の認定の申請（初回登録、更新登録、遡り登録及び再登録の申請を含む）、及び CPD 活動実績証明書の申請に係る手数料は（表-15）のとおりとする。

（表-15） CPD 登録・証明書等の手数料

CPD 登録団体 【日本技術士会の入会区分】		Pe-CPD CPD 登録	CPD 実績簿 記載申請	登録事項 変更届出	技術士 (CPD 認定) 申請	技術士 CPD 活動実績 証明書
日本技術士会 Pe-CPD 登録	【会員】	無料	無料※	無料	3,000 円	1,000 円
	【非会員】	2,000 円/年度	2,000 円※	無料	5,000 円	5,000 円
他の学協会 で CPD 登録	【会員】	—	無料※	無料	3,000 円	1,000 円
	【非会員】	—	2,000 円※	無料	5,000 円	5,000 円

※ 同一年度内における 2 回目以降の CPD 実績簿記載申請は、手数料を 1,000 円とする。

2. 手数料の払込み証明書類の提出

技術士 CPD 登録・証明書等の手数料は、必要金額を下記「手数料の振込先（郵便振替口座又は銀行振込口座）」へ振込み、その振込み控え又は写しを提出する必要がある。

[1] Pe-CPD 登録（非会員）の手数料

振込み控え又は写しを下記「送付先/問合せ先」あてに送付する

[2] CPD 実績簿記載申請／技術士（CPD 認定）申請／技術士活動実績証明書

振込み控えの写しを PDF や画像ファイルとし、「技術士 CPD 活動実績管理活用システム」の申請画面に添付する。

手数料の振込先

郵便振替口座	銀行振込口座
口座番号：00130-5-581901 口座名義：CPD 日本技術士会	ゆうちょ銀行 〇一九 店(当座) 口座番号:0581901 口座名義:CPD 日本技術士会

送付先/問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館
 公益社団法人日本技術士会 技術士 CPD センター
 電話：03-3459-1331
 e-mail：cpd-shinsa@engineer.or.jp

附記

1. 技術士 CPD 管理運営マニュアルは、大臣通知に基づき 2021 年 5 月 27 日に分科会に報告したものをもって Ver.1.0 とする。また、日本技術士会は、社会経済状況等に応じ、技術士 CPD 管理運営マニュアルを改訂する必要があるときは、適宜改訂するとともに、必要に応じて分科会に報告するものとする。
2. 技術士法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 8 日文部科学省令第 43 号）が公布されたことに伴い、2021 年 9 月 8 日付で技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver.1.0 を改訂し技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver.1.1 とする。
3. 2022 年 4 月 20 日付で技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver.1.1 を改訂し技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver.1.2 とする。
4. 2023 年 5 月 10 日付で技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver.1.2 を改訂し技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver.1.3 とする。
5. 2024 年 4 月 1 日付で技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver.1.3 を改訂し技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver.1.4 とする。
6. 2025 年 4 月 1 日付で技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver.1.4 を改訂し技術士 CPD マニュアル Ver.1.5 とする。